



## 火災にあわれた方へ（刈谷市在住の方）

このたびの災難につきましては、心からお見舞い申し上げます。

火災によって被害にあわれた場合には、主に次のような制度があります。

●り災証明書の発行 衣浦東部広域連合刈谷消防署 TEL：23-1639

●災害見舞金・毛布等の支給 生活福祉課 TEL：62-1038

（住居、家財が被災した場合）

●市営住宅への一時入居及び使用料の免除 建築課 TEL：62-1021

●ごみ処理の相談・再生補修家具無料引渡し 刈谷知立環境組合 TEL：21-5389

ごみ減量推進課 TEL：21-1705

●市県民税の減免・雑損控除 税務課 TEL：62-1205

●手数料の免除 税務課 TEL：62-1205

（火災により被害を受けた方が、その復旧のために証明書等を必要とする場合のみ）

●固定資産税の減免 税務課 TEL：62-1205

●所得税の減免・雑損控除 刈谷税務署 TEL：21-6211

●住民票の写し等の交付手数料の免除 市民課 TEL：62-1009

（火災により被害を受けた方が、その復旧のために必要とする場合のみ）

●障害福祉サービスの利用者負担の減免 福祉総務課 TEL：62-1208

●自立支援医療の自己負担額の軽減 福祉総務課 TEL：62-1208

●心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 福祉総務課 TEL：62-1208

●特別児童扶養手当の災害特例 福祉総務課 TEL：62-1208

●特別障害者手当・障害児福祉手当の災害特例 福祉総務課 TEL：62-1208

●介護保険料の減免 長寿課 TEL：62-1013

●介護保険利用者負担額の減免 長寿課 TEL：62-1013

●国民健康保険税の減免 国保年金課 TEL：62-1206

●国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免 国保年金課 TEL：62-1206

●国民年金保険料の免除 国保年金課 TEL：62-1011

●後期高齢者医療保険料の減免 国保年金課 TEL：62-1207

●後期高齢者医療一部負担金の免除 国保年金課 TEL：62-1207

※被害の程度等により、ご利用いただけない場合があります。

詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。